

令和5年

申告案内

- 町県民税
- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料

令和4年分


確定申告

まず次のページの表を使って、申告が必要かどうか確認しましょう。

次ページへ→

町県民税の申告書は郵送等による提出も受け付けています。

詳しくは3ページの「令和5年申告の準備について」をご覧ください。



申告と納税 ●相談・申告書の受付は、令和5年2月16日(木)からです。

●町県民税の申告期限
令和5年2月16日(木)→令和5年**3月15日(水)**まで

●所得税および復興特別所得税・贈与税
令和5年2月16日(木)→令和5年**3月15日(水)**まで

●消費税および地方消費税(個人事業者)
令和5年2月16日(木)→令和5年**3月31日(金)**まで

●確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

期間中に、各相談会場で申告をお済ませください。

周防大島町 税 務 課 ☎74-1008

町県民税申告又は確定申告の どちらが必要か確認しましょう。



スタート

令和5年1月1日現在、
周防大島町に住んで
いましたか？

いいえ

令和5年1月1日に住んでいた市区町村にご確認
ください。

はい

令和4年中に何か収入
がありましたか？

いいえ

町県民税の申告は不要です。
ただし、次の場合は町県民税の申告が必要です。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減判定を受ける場
合や所得証明書等が必要な場合など。※町県民税の申告は、郵
送等による提出(次ページに記載)をおすすめします。

はい

税務署で所得税の確定
申告をしますか？

※所得税がかかる方又は還付
を受ける方は税務署又は申
告会場で確定申告が必要です。

※税務署でされない場合・分か
らない場合は「いいえ」へ

はい

(確定申告へ)

いいえ

令和4年中にどんな収入がありましたか？

① 非課税収入のみ(遺族年金、障害年金、失業給付金など)

② 公的年金収入のみ

※年金収入が400万
円を超える場合は、
「確定申告」をして
ください。

町県民税の申告は不要です。

※ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に
記載されている控除以外の各種控除
の適用を受ける場合は申告が必要です。

③ 1か所からの
給与収入のみ

※年末調整されて
おり、控除の内
容の変更や他に
収入はありませんか？

変更なし

町県民税の申告は不要です。

変更あり

町県民税の申告が必要です。

※所得税のかかる方や還付を受ける方
は確定申告をしてください。

④ 農業、営業、不動産、雑所得・一時所得など

上記の「①～③」以外

- 所得が所得控除額より多い。
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円を超える。
- 給与以外の各種の所得の合計が20万円を超える。
- 2か所以上の給与収入があり、年末調整されていない給与収入と給与以外の所得の合計が20万円を超える。

いいえ

町県民税申告

はい

確定申告

税務署へ確定申告書を提出してください。(郵送やe-Taxによる提出もできます。)

(税務署で確定申告をすれば、原則町県民税の申告は不要です。
※上場株式等の配当等に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は必要となります。)

<注意> 簡易な確定申告は町県民税申告会場でも受付を行います。内容により受付ができないものもあります。その際は、柳井税務署で申告相談をしていただきますようお願いいたします。

※この図表は、申告が必要かどうかを判断するための簡易な目安です。当てはまらない場合もありますので、ご不明な点は税務課(電話0820-74-1008)までお気軽にお問い合わせください。

令和5年申告の準備について



○営業、農漁業及び不動産収入がある場合の申告の事前準備をお願いします。

申告の事前準備は、営農口座取引通知書、通帳、請求書(控)・領収書(控)、現金出納帳等により、毎月の収入金額等を整理、集計するとともに、経費については、領収書を月別、種類別に分類して計算を行い、あらかじめ収支内訳書を作成しておいてください。

※帳簿の様式は、各支所、出張所の窓口にありますので、適宜ご利用ください。

※待ち時間短縮の点から、事業等の収支内訳書等や医療費の計算をしていらっしゃる方から、受付番号順に優先的に受付を行います。(計算をされていない方は、「計算コーナー」にご案内しますので、「収支内訳書等」を作成された後に、申告をしていただきますようお願いいたします。)

○平成26年(2014年)1月より、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。(記帳義務化)

対象となる方…営業、農漁業、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方です。

記帳する内容…売上などの収入金額、仕入やその他の必要経費に関する事項を記載します。

(記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。)

○令和4年(2022年)中に満期保険金や個人年金等を受け取られた方

令和4年中に生命保険会社等から満期保険金・一時配当金や個人年金等を受け取られた場合、それらも所得とみなされます。大まかには、満期保険金等は一時所得に、継続的に支払われる個人年金等は雑所得に分けられます(なお、対象となるものは、原則、保険契約者と受取人が同一名義人のものになります。)

所得金額は、収入(実際に支払われた金額)から経費(掛け金等)を差し引くことによって求めることができます(他の所得と合算されます。)

申告の際は、保険会社等から発行される支払通知書等をご持参ください。

○郵送等による提出をおすすめします。(例年、申告会場は大変混み合います。)

町県民税の申告書は、郵送又は持込等による提出も受け付けています。申告書に住所、氏名(ふりがな)、生年月日、日中に連絡が取れる電話番号、個人番号等の必要事項の記入もれがないことを確認して、収入金額・控除内容がわかるもの(原本)を添付して、税務課又は総合支所、出張所まで提出してください。

☆収入がない場合の申告額は、申告書の所得金額の合計欄に「0」を記入してください。

※申告書の「控え」が必要な方は、宛名を記入した返信用封筒(切手付)を同封してください。

※提出された申告書の内容を基に、令和5年度の町県民税を決定しますので、扶養控除(扶養者の氏名、生年月日、続柄)、ひとり親控除、寡婦控除、障害者控除等の記入には特にご注意ください。

◎不明な点がある場合、お電話で確認させていただく場合があります。

◎分離課税となる所得等(土地建物・株等の譲渡や先物取引等による所得)の確定申告は、税務署で申告相談をしていただきますようお願いします。

○譲渡所得・青色申告等の相談について

次のような申告を希望される方は、柳井税務署で申告相談していただきますようお願いします。

○株式や土地などの譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得

○青色申告 ○損失申告 ○初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告

令和5年 町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の申告相談

申告は、あなたの町県民税や国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の税額などを決めるうえでその基礎となる大変重要なものです。

申告書を3月15日までに役場税務課、または各総合支所、出張所、各申告相談所へ提出されますようお願いいたします。

申告書の書き方等ご相談を希望される方のために、別紙日程(11～12ページ参照)のとおり申告相談所を開設いたしますので、最寄りの会場へお越しください。

収入のない場合等で申告の必要のない方でも、次の場合は申告をお願いしております。

○所得・課税証明書等の交付を希望される場合、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の軽減措置を受ける場合、扶養の認定、年金の裁定請求や免除申請をする場合
上記の他にも介護保険施設や医療費の負担区分判定、高額療養費の計算等も所得の状況によって決定されています。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

申告書を事前に記入される方や直接町へ提出される方は、最終ページの申告書を切り取ってお使いください。また、申告書は、役場各総合支所・出張所にもご用意しております。

申告相談期間中、税務課職員は各相談所の事務に従事しておりますので、税務課では通常の税務業務のみとさせていただきます(申告書提出の受付や、簡単な相談等は除きます。)

申告会場にご持参いただくものは次のとおりです。

本人確認書類…▶マイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカード、通知カード等)や、身元確認書類(免許証や保険証、源泉徴収票等)をご持参ください。また税務署からのお知らせはがきや通知書をお持ちの方はご持参ください。

帳簿・書類…▶収入金額、必要経費が分かるもの(経費に関わる預貯金の通帳でも結構です。農家の方は農協が発行する営農(生活)貯金取引通知書・年間購買品供給明細書を必ずご持参ください。)事前に分類・集計をし、内容を記帳した帳簿等をご持参ください。(平成26年1月から、営業・農業・不動産等事業所得があるすべての人について記帳と帳簿等の保存が必要となりました。)

領収書類…▶社会保険料、生命保険料(一般・介護医療・年金)、地震保険料(地震・旧長期)の控除証明書等
(注)給与所得者について年末調整の際に控除された場合、添付または提示する必要はありません。
▶令和4年中に10万円以上の償却資産(農機具・農業用運搬車・軽トラック・漁船等)の購入、または倉庫等を建てた際の領収書など
▶農業・漁業などで他人を雇った場合の雇人費等の領収書、必要経費の領収書
▶各種補助金関係の書類
▶医療費などの領収書(受診した人ごと、病院ごとに分けてそれぞれ合計額を計算しておいてください。)
▶おむつ証明書・指定介護老人施設利用料等の領収書
▶雑損控除を受ける方は災害関連支出の金額(盗難、横領に関連する支出金額含む)の領収書

源泉徴収票…▶給与所得者、または年金受給者等の源泉徴収票など

通帳等…▶所得税の還付申告をしようとする方

手帳類…▶身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

証明書類…▶ねたきり老人等の控除を受けるとき(様式は役場福祉課にあります。)

▶小規模企業共済等掛金控除を受ける方は、小規模企業共済等掛金及び身体障害者扶養共済掛金の額を証する書類

▶勤労学生控除を受ける方は各種学校の長の証明書

▶寄附金控除を受ける方は寄附先の法人・団体等が発行した領収書等

収入金額・所得金額の一覧表

収入及び所得の種類		内 容	所得の計算方法	必要書類
事業	営業等	製造業、建設業、漁業、小売業、飲食業、サービス業等の営業から生ずる所得(外交員、塾経営、大工等も含みます。)	収入金額－必要経費	収入内訳書(総収入金額及び必要経費を記載した書類) ※毎月の収入金額や領収書を整理して、項目別に記入できるように分類・集計してください。
	農業	農産物(水稲、野菜など)の生産、果樹等栽培、家畜の飼育等から生ずる所得	収入金額－必要経費	
不動産		地代、家賃、駐車場代、土地や建物の権利金等の所得	収入金額－必要経費	

利 子	日本国外の銀行等に預けた預金の利子など	収入金額＝所得金額	収入金額が確認できるもの
配 当	法人から受ける利益の配当、出資に係る剰余金の分配などの所得	収入金額－株式などの取得するための負債の利子	収入金額が確認できるもの(支払明細など)
給 与	給料・賃金・賞与などの所得	(別表-1)により算出	給与所得の源泉徴収票
雑	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・恩給などの所得	(別表-2)により算出 公的年金等の源泉徴収票
	業 務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得	収入金額－必要経費 収入金額や必要経費が確認できるもの
	そ の 他	生命保険契約等の年金などの所得	収入金額－必要経費 収入金額や必要経費が確認できるもの(生命保険会社からのお知らせなど)
総合譲渡	短 期	機械、船舶、ゴルフ会員権、特許権、自動車、絵画、貴金属などの譲渡所得で所有期間が5年以下のもの	収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除50万円 収入金額や必要経費が確認できるもの ※特別控除について～短期と長期の両方の譲渡所得がある場合は合わせて最高50万円です。
	長 期	機械、船舶、ゴルフ会員権、特許権、自動車、絵画、貴金属などの譲渡所得で所有期間が5年を超えるのもの	{収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除50万円}×1/2
一 時	生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期戻金、懸賞金品、競馬・競輪等の戻金などの所得	{収入金額－必要経費－特別控除(最高50万円)}×1/2	収入金額や必要経費が確認できるもの(生命保険会社からのお知らせなど)
※分離課税	退職所得、山林所得、分離譲渡所得については、特別の税額計算が行われます。	(所得金額－所得控除額)×税率－税額控除等＝所得割額	収入金額や必要経費が確認できるもの

別表-1

給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
550,999円	まで	0円	1,628,000 ^円	1,799,999 ^円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額:A)	「A×2.4」で求めた金額＋100,000円
551,000 ^円	1,618,999 ^円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,800,000	3,599,999		「A×2.8－80,000」で求めた金額
1,619,000	1,619,999	1,069,000円	3,600,000	6,599,999		「A×3.2－440,000」で求めた金額
1,620,000	1,621,999	1,070,000円	6,600,000	8,499,999		「収入金額×90%－1,100,000円」で求めた金額
1,622,000	1,623,999	1,072,000円				
1,624,000	1,627,999	1,074,000円		8,500,000円以上		「収入金額－1,950,000円」で求めた金額

別表-2 公的年金の速算表 (公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合)

年 齢 区 分	公的年金等の収入金額 A		公的年金等の控除額
	から	まで	
65歳未満 (昭和33年1月2日以後に生まれた人)	1,299,999円まで		A－600,000円
	1,300,000円	4,099,999円	A×0.75－275,000円
	4,100,000円	7,699,999円	A×0.85－685,000円
	7,700,000円	9,999,999円	A×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上		A－1,955,000円
65歳以上 (昭和33年1月1日以前に生まれた人)	3,299,999円まで		A－1,100,000円
	3,300,000円	4,099,999円	A×0.75－275,000円
	4,100,000円	7,699,999円	A×0.85－685,000円
	7,700,000円	9,999,999円	A×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上		A－1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、計算式が異なります。

所得税・町県民税 所得控除一覧表

控除の種類	要件等	所得税	町県民税	必要書類	
雑損控除	災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合や、災害関連支出をした場合の控除 ①差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※差引損失額＝「損害金額」－「保険金などで補てんされる金額」	①、②のいずれか多い方の金額	所得税と同じ	り災証明書や盗難の証明書 災害等に関連した支出の領収書	
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費 ①(支払った医療費の額－保険金等で補てんされる金額)－(10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額) <限度額200万円> ②地方税法附則第4条4の規定(セルフメディケーション税制)の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)	①または②	所得税と同じ	医療費の領収書又は医療費通知 ※補てんされる金額がある場合は、その金額が確認できるもの	
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、給与等から差引かれた社会保険料の合計額)	前年中に支払った社会保険料の合計額	所得税と同じ	国民年金保険料等の控除証明書	
小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合の控除	前年中に支払った掛金の合計額	所得税と同じ	支払った掛金額の領収書	
生命保険料控除	あなたが生命保険契約等や個人年金保険契約等に基づいて、前年中に支払った保険料がある場合の控除	(別表-3)により算出	(別表-4)により算出	控除証明書	
地震保険料控除	あなたが地震保険料の損害保険契約等や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(旧長期損害保険料)に基づいて、前年中に支払った保険料がある場合の控除	(別表-5)により算出	(別表-6)により算出	控除証明書	
寄附金控除	国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、特定寄附金を支出した場合の控除。なお、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて税額控除を選択できます。 ①(「寄附金の支出額」と「総所得金額等の40%」のいずれか少ない方の金額)－2千円	①で求めた金額	税額控除(別表-9)により算出	証明書(受領書)	
ひとり親控除	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の3つの要件の全てに該当する人 ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ②生計を一にする子を有する人。この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る。 ③合計所得金額が500万円以下の人	35万円	30万円		
寡婦控除	上記「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する人 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	27万円	26万円		
勤労学生控除	あなたが大学や高等学校などの学生又は生徒等であって、前年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合の控除	27万円	26万円	学生証又は学校等からの証明書	
障害者控除	普通障害者…身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人で身体や精神に障害のある人	27万円	26万円	障害者手帳等(障害者控除対象者認定書を含む)	
	特別障害者…身体障害者手帳で身体上の障害の程度が1級又は2級の人、精神障害者保健福祉手帳で障害等級が1級の人など、障害者のうち特に重度の障害のある人	40万円	30万円		
	同居特別障害者	75万円	53万円		
配偶者控除	同一生計配偶者…配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下で、生計を一にするもの(青色専従者等を除く) 控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下のもの 老人控除対象配偶者…控除対象配偶者のうち70歳以上のもの	(別表-7)により算出	(別表-7)により算出		
配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合の控除				
扶養控除	あなたが前年の12月31日(年の途中で死亡した場合はその死亡日)現在で生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者以外の扶養親族を有している場合の控除	一般の扶養親族	38万円	33万円	※8ページの(別表-8)を参照
		特定扶養親族	63万円	45万円	
		同居老親等以外の老人扶養親族	48万円	38万円	
		同居老親等である老人扶養親族	58万円	45万円	
基礎控除	本人の基礎となる控除で合計所得金額が2,500万円以下のもの	(別表-10)により算出	(別表-10)により算出		

別表-3

■旧制度（一般生命保険料控除・個人年金保険料控除）

年間の支払保険料等	控除額	旧制度の限度額
25,000円以下	支払保険料等の金額	(一般・年金それぞれに適用) 合わせて最大10万円の控除
25,001円～50,000円	支払保険料等×1/2+12,500円	
50,001円～100,000円	支払保険料等×1/4+25,000円	
100,001円以上	50,000円	

■新制度（一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除）

年間の支払保険料等	控除額	新制度の限度額
20,000円以下	支払保険料等の金額	(一般・介護医療・年金それぞれに適用) 合わせて最大12万円の控除
20,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+10,000円	
40,001円～80,000円	支払保険料等×1/4+20,000円	
80,001円以上	40,000円	

※新制度と旧制度の両方について控除を受ける場合の控除額は、上限が4万円です。

※新・旧合わせて制度全体の適用限度額は12万円です。

生命保険料控除の計算表
(所得税)

別表-4

■旧制度（一般生命保険料控除・個人年金保険料控除）

年間の支払保険料等	控除額	旧制度の限度額
15,000円以下	支払保険料等の金額	(一般・年金それぞれに適用) 合わせて最大7万円の控除
15,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+7,500円	
40,001円～70,000円	支払保険料等×1/4+17,500円	
70,001円以上	35,000円	

■新制度（一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除）

年間の支払保険料等	控除額	新制度の限度額
12,000円以下	支払保険料等の金額	(一般・介護医療・年金それぞれに適用) 合わせて最大7万円の控除
12,001円～32,000円	支払保険料等×1/2+6,000円	
32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円	
56,001円以上	28,000円	

※新制度と旧制度の両方について控除を受ける場合の控除額は、上限が2.8万円です。

※新・旧合わせて制度全体の適用限度額は7万円です。

生命保険料控除の計算表
(町県民税)

別表-5

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
(1)地震保険料	50,000円以下	支払った保険料の金額
	50,001円以上	50,000円
(2)旧長期損害保険料	10,000円以下	支払った保険料の金額
	10,001円～20,000円以下	支払った保険料の金額×1/2+5,000円
	20,001円以上	15,000円
(1)・(2)両方がある場合		(1)・(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高50,000円)

地震保険料控除の計算表(所得税)

別表-6

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
(1)地震保険料	50,000円以下	支払った保険料の金額×1/2
	50,001円以上	25,000円
(2)旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の金額
	5,001円～15,000円以下	支払った保険料の金額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円
(1)・(2)両方がある場合		(1)・(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)

地震保険料控除の計算表(町県民税)

一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることとなります。

別表-7

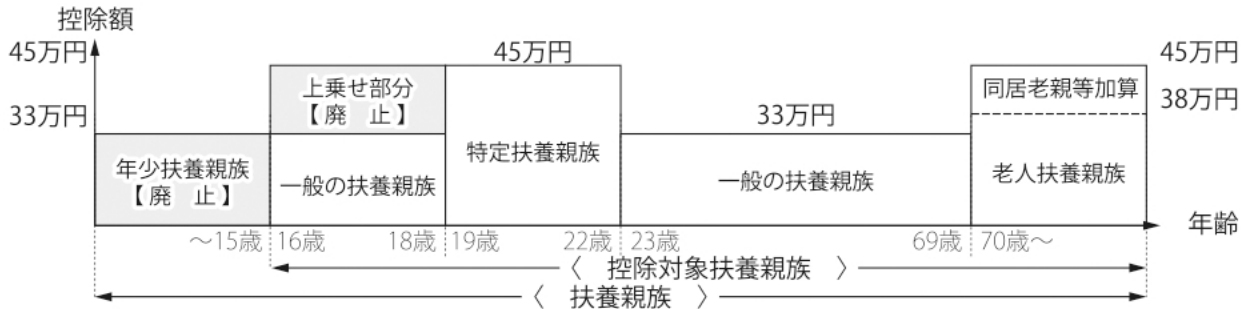
控除区分	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額(給与所得金額だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)						【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者給与等の収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)		900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)		950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)		
		所得税	町県民税	所得税	町県民税	所得税	町県民税	
配偶者控除	48万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	1,030,000円以下
	上記のうち、老人控除対象配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	95万円超 100万円以下	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
130万円超 133万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下	
133万円超	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	2,015,999円超

配偶者控除/配偶者特別控除早見表
(所得税・町県民税)

別表-8

■扶養控除

- 1. 年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。
- 2. 年少扶養親族(年齢16歳未満の扶養親族)に対する扶養控除が廃止されましたが、申告書には「16歳未満の扶養親族」欄が設けられていますので、15歳までの扶養親族がいる場合は必ず記入してください。



別表-9

■寄附金税額控除

- ・指定寄附金……………(例) 山口大学、大島商船高等専門学校等(入学金に係るものを除く。)
 - ・特定公益増進法人への寄附……………(例) 周防大島町社会福祉協議会等
- その他の寄附金控除対象法人・団体については、寄附希望先法人等又は税務課までお問い合わせください。

寄附金税額控除

(1) 一般の寄附金	対象寄附先	・住所地の都道府県共同募金会 ・日本赤十字社支部 ・都道府県または市区町村が条例で指定した事業所	(2) ふるさと納税	対象寄附先	地方公共団体(都道府県、市区町村)
	控除額	県民税(寄附金額-2,000円)×4% 町民税(寄附金額-2,000円)×6%		控除額	①住民税基本控除: (寄附金-2,000円)×10% ②住民税特例控除:(寄附金-2,000円)× (90%- (0~45%の所得税の税率)×1.021) 住民税所得割額からの控除額= ①住民税基本控除+②住民税特例控除 ※②住民税所得割額の20%が限度

※住民税の控除対象寄附金は総所得の30%が限度です。

●ワンストップ特例制度

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について、一定の要件に該当する方は、所得税及び復興所得税の確定申告書を提出することなく、税制上の優遇措置を受けることができます。

この場合、所得税及び復興特別所得税における軽減額に相当する額が「申告特例控除」として町県民税所得割額から軽減されます。

・ワンストップ特例を申請した場合の寄附金控除について

税目・控除の種類	控除方式	控除額の計算
① 住民税基本控除	税額控除	(寄附金-2,000円)×10%
② 住民税特例控除	税額控除	(寄附金-2,000円)×(90%- (0~45%の所得税の税率)×1.021)
③ 所得税寄附金控除	所得控除	(寄附金-2,000円)×(0~45%の所得税の税率)×1.021)

・ワンストップ特例を申請した場合

住民税所得割額からの控除額=①住民税基本控除+②住民税特例控除+③所得税寄附金控除

- ※ 1 ①の住民税基本控除の控除対象寄附金は総所得金額等の30%が限度です。
- ※ 2 ②の住民税特例控除は、住民税所得割額の20%が限度です。
- ※ 3 ③の所得税寄附金控除の控除対象寄附金は総所得金額等の40%が限度です。

別表-10

基礎控除額

合計所得金額	所得税	町県民税
2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超	0万円	0万円

所得税・町県民税の税率及び計算方法

■税 率

【所得税】

(速算表)

課税される所得金額	税率	控 除 額
1,000円～ 1,949,000円	5%	0円
1,950,000円～ 3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円～ 6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円～ 8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円～17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円～39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円～	45%	4,796,000円

【町県民税】

課税標準額	税 率	
一 律	町民税 6%	県民税 4%
+		
均 等 割		
	町民税 3,500円	県民税 2,000円

※土地・建物・株式等の譲渡所得等の「分離課税」の所得は、「総合課税」とは税率が異なります。

■計算方法

【所得税及び復興特別所得税】

- ①[所得金額]－[所得控除額]＝[課税所得金額]
- ②[課税所得金額]×[税率]＝[所得税額]
- ③[所得税額]－[税額控除額(注)]＝[基準所得税額]
- ④[基準所得税額]×2.1%＝[復興特別所得税額]

【町県民税】

- ①[所得金額]－[所得控除額]＝[課税標準額]
- ②[課税標準額]×[税率]－[税額控除額(注)]＝[所得割額]
- ③[所得割額]＋[均等割額]＝[町県民税額]

(注)税額控除には、「住宅借入金等特別税額控除」、「配当控除」、「配当割額・株式等譲渡所得割額控除額」、「寄附金税額控除」、「調整控除(町県民税)」などがあります。

令和4年分所得税申告(5年度町県民税申告)から適用される税制改正

令和4年分所得税申告(5年度町県民税申告)について、昨年から変わった主な内容は次のとおりとなっております。

■住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期限が4年延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方が対象となりました。また、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で町県民税から控除する措置について見直しが行われ、控除限度額が課税総所得金額等の額の5%(最大9.75万円)に引き下げられました。(改正前:7%(最大13.65万円))

■セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限が5年延長(令和8年12月31日まで)となりました。

■民法改正による未成年者の年齢引き下げ

民法の成年年齢引き下げに伴い、令和5年度より1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は町県民税の課税・非課税の判定における未成年者にあたらないこととなりました。

※未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらない方は前年中の合計所得金額が38万円を超える場合は課税されます。(扶養親族がいる場合は非課税となる合計所得金額の範囲が異なります。)

○収入がない場合の町県民税申告書の「記入例」

収入がない場合でも次の場合は町県民税の申告が必要になります。
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減判定を受ける場合や所得証明書等が必要な場合など。
※町県民税の申告書は、郵送による提出や税務課又は支所、出張所への提出もできます。

令和5年度分 県民税・町民税 国民健康保険税 介護・後期高齢 申告書

世帯番号			
宛名番号			
指定番号			
申告区分			
電話番号			
現住所			
1月1日現在の住所			
提出年月日	フリガナ	個人番号	
年 月 日	氏名		
	生年月日	世帯主の氏名	続柄
			業種又は職業

3 所得から差し引かれる額に関する事項

13	社控	合計					
		新生命保険料の計		旧生命保険料の計			
		15	生命保険料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
				介護医療保険料の計			
				地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
		16	地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
		17~19	寡婦控除	ひとり親控除		勤労学生控除	
		20	障害者控除	フリガナ氏名	生年月日	障害区分	本人障害の程度
個人番号							
21~22	配偶者控除・特別控除・同一生計配偶者	フリガナ氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)		
		個人番号					
23	扶養控除	フリガナ氏名	生年月日	扶養区分	控除額		
		個人番号					
		フリガナ氏名	生年月日	扶養区分	控除額		
		個人番号					
(控除対象外)	16歳未満の扶養親族	フリガナ氏名	生年月日	扶養区分	控除額		
		個人番号					
		フリガナ氏名	生年月日	扶養区分	控除額		
		扶養親族 年少扶養 障害者(配偶者含)		扶養控除額の合計 (人)			
		特定(内同居)老人 一般					
		別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。					
26	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類			
		損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち 災害関連支出の金額			
27	医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額			

「住所」、「氏名」、「生年月日」、「電話番号」、「個人番号」等の必要事項を記入してください。

前年中に所得のなかった人は合計欄へ「0」を記入。

1	収入金額等	事業	営業等	ア	
		業	分離肉用牛		
		業	農業	イ	
		業	不動産	ウ	
		業	利子	エ	
		業	配当	オ	
		業	給与	カ	(内専給)
		業	公的年金等	キ	
		業	雑	業務	ク
		業	その他	ケ	
2	所得	事業	営業等	①	
		業	免税所得		
3	所得	業	農業	②	
		業	不動産	③	
4	所得	業	利子	④	
		業	配当	⑤	
5	所得	業	給与	⑥	
		業	一時	シ	
		合計		(⑦+⑧+⑨)	
		総合譲渡・一時		⑩	
		合計		⑪	
		繰越損失			
4	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬	
		小規模企業 共済等掛金控除		⑭	
		生命保険料控除		⑮	
		地震保険料控除		⑯	
		寡婦、ひとり親控除		⑰~⑱	
		勤労学生 障害者控除		⑲~⑳	
		配偶者(特別)控除		㉑~㉒	
		扶養控除		㉓	
		基礎控除		㉔	
		⑬~㉔までの計		㉕	
雑損控除		㉖			
医療費控除		㉗			
合計		㉘	(㉕+㉖+㉗)		

給与から差し引き (特別徴収)
 自分で納付 (普通徴収)

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
 5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

令和5年 申告相談所開設日程表

※各会場の日程は、該当地区の予定申告者数により計画しております。やむを得ない場合を除き出来るだけ指定日に申告をされるようご協力をお願いします。

※対象地区について、**上段**の行政区の方は**午前中**に、**下段**の行政区の方は**午後**からの目安として下さい。

大 島 地 区				久 賀 地 区			
月・日(曜日)	対 象 地 区	相談時間	会 場	月・日(曜日)	対 象 地 区	相談時間	会 場
2月16日(木)				2月16日(木)	山下浜東1区、山下浜東2区、山下浜西1区 山下浜西2区、西ヶ原	9:30~16:00	棕野公民館 (大会議室)
2月17日(金)				2月17日(金)	花田道面、平原大畑、木屋原 久保田中郷、大元	9:30~16:00	
2月18日(土)				2月18日(土)			
2月19日(日)				2月19日(日)			
2月20日(月)	棟畑、屋代中村、奥村、石原、榎原 自光寺、神領、中、原、田中	9:30~16:00	大島庁舎 (3階会議室)	2月20日(月)			
2月21日(火)	川地、羽越、石小田 先小田、中小田、和田	9:30~16:00		2月21日(火)			
2月22日(水)	銅、郷の坪、徳神、吉井 上砂田、砂田、下砂田、吉兼、上北迫、下北迫、東北迫 屋代中田、(上・中・下)片山 宮の下、北石、沖石	9:30~16:00		2月22日(水)			
2月23日(木)	天皇誕生日			2月23日(木)	天皇誕生日		
2月24日(金)	寺家、東畑、西畑、小平 小山田南、小山田北	9:30~16:00	蒲野農村環境改善センター (ホール)	2月24日(金)			
2月25日(土)				2月25日(土)			
2月26日(日)				2月26日(日)			
2月27日(月)	西の郷、蔵本、明神松(東・西) 三浦中村、新屋敷、西田	9:30~16:00	蒲野農村環境 改善センター (ホール)	2月27日(月)			
2月28日(火)	流東、流西、中塚、前港 後港、東浜北、東浜南	9:30~16:00		2月28日(火)			
3月1日(水)				3月1日(水)	畑能庄 久保河内下、久保河内上	9:30~16:00	山口県大島 防災センター (ホール)
3月2日(木)				3月2日(木)	前島、向町、仲町、八幡上 八幡下、洲崎、港町 戎町、上本町、本町、古町 白石、大崎	9:30~16:00	
3月3日(金)				3月3日(金)	東中津原、中瀬田 佐古、宗光東、宗光西	9:30~16:00	
3月4日(土)				3月4日(土)			
3月5日(日)				3月5日(日)			
3月6日(月)				3月6日(月)			
3月7日(火)				3月7日(火)	新開東、新開西 丸山、流田、庄地	9:30~16:00	山口県大島 防災センター (ホール)
3月8日(水)				3月8日(水)	東天満町、西天満町 西中津原、上津原 山田上、山田中、山田下 向津原、東下津原	9:30~16:00	
3月9日(木)	立石、皆地、赤石、中浜、迎原 原定、久保庄、下庄、坂本、西浜	9:30~16:00	沖浦農村環境 改善センター (ホール)	3月9日(木)			
3月10日(金)	川窪、中開地、天神東、明神、追通 森添、大歳、塩田	9:30~16:00		3月10日(金)			
3月11日(土)				3月11日(土)			
3月12日(日)				3月12日(日)			
3月13日(月)	浜、塩町、木原、奥田中、里 大東、久保、家房原、割石	9:30~16:00	沖浦農村環境改善センター (ホール)	3月13日(月)			
3月14日(火)	新開、水車、砂堀、小方 松ヶ崎、金屋、唐樋、五反田	9:30~16:00	大島庁舎 (3階会議室)	3月14日(火)			
3月15日(水)	浜西、浜東、郷串、上湯所、下湯所 小松中田、手崎、明新、安迫 北一(西・中・東)、北二(西・中・東) 笠佐、瀬戸、南一、南二、南三	9:30~16:00		3月15日(水)			

令和5年 申告相談所開設日程表

※各会場の日程は、該当地区の予定申告者数により計画しております。やむを得ない場合を除き出来るだけ指定日に申告をされるようご協力をお願いします。

※対象地区について、**上段**の行政区の方は**午前中**に、**下段**の行政区の方は**午後**からの目安として下さい。

橋 地 区				東 和 地 区			
月・日(曜日)	対 象 地 区	相談時間	会 場	月・日(曜日)	対 象 地 区	相談時間	会 場
2月16日(木)				2月16日(木)	船越(東・中) 船越(西)	9:30~16:00	白木多目的 共同利用施設 (ホール)
2月17日(金)				2月17日(金)	伊崎、外入(全域) 沖家室、地家室(全域) 佐連(全域)	9:30~16:00	
2月18日(土)				2月18日(土)			
2月19日(日)				2月19日(日)			
2月20日(月)				2月20日(月)	小泊(全域) 内入(全域)	9:30~16:00	和田出張所
2月21日(火)				2月21日(火)	和田(東泊・西泊・中泊) 和田(庄東・庄西・庄里)	9:30~16:00	
2月22日(水)	油良(西・西中・東中) 油良(東・郷)	9:30~16:00	日良居出張所 (大会議室)	2月22日(水)			
2月23日(木)	天皇誕生日			2月23日(木)	天皇誕生日		
2月24日(金)	日前浜(浜西・浜東) 日前浜(浜西中・浜中・日良居団地) 長浜	9:30~16:00	日良居出張所 (大会議室)	2月24日(金)			
2月25日(土)				2月25日(土)			
2月26日(日)				2月26日(日)			
2月27日(月)	日前郷(貞弘・大光寺) 日前郷(新屋上・新屋下)	9:30~16:00	日良居出張所 (大会議室)	2月27日(月)			
2月28日(火)	浮島(樽見)、浮島(江ノ浦) 土居(西上・西下・西中) 土居(東上・東下・東中)	9:30~16:00					
3月1日(水)	庄南、庄北、大泊 原、古城	9:30~16:00	橋総合センター (研修室)	3月1日(水)			
3月2日(木)	吉浦、秋(江頭・下開地) 秋(西開地・神田)	9:30~16:00					
3月3日(金)	三ツ松(東・中・西) 源明、川間	9:30~16:00					
3月4日(土)				3月4日(土)			
3月5日(日)				3月5日(日)			
3月6日(月)				3月6日(月)	森(全域) 平野(全域)	9:30~16:00	東和総合センター (ふるさと研修室)
3月7日(火)				3月7日(火)	小積、大積、五条 神浦(東・西) 和佐(磯・東浜・東中浜) 和佐(西浜・大西・郷)	9:30~16:00	
3月8日(水)				3月8日(水)	長崎(東・西)、西方 下田(中・東・西)	9:30~16:00	
3月9日(木)				3月9日(木)	油宇(13区・14区・15区・16区) 油宇(17区・18区・19区) 馬ヶ原、黒谷 情、小伊保田	9:30~16:00	油田農村環境 改善センター (ホール)
3月10日(金)				3月10日(金)	雨振、伊保田(3区・4区・5区・6区) 伊保田(7区・8区・9区・10区・11区)	9:30~16:00	
3月11日(土)				3月11日(土)			
3月12日(日)				3月12日(日)			
3月13日(月)	安下、長天、田中 おれんじヒルズ、真宮、正分	9:30~16:00	橋総合センター (研修室)	3月13日(月)			
3月14日(火)	鹿家、栄 安高	9:30~16:00					
3月15日(水)	塩宇 西浦、和戸	9:30~16:00					

令和5年度分 県民税・町民税 国民健康保険税 申告書 介護・後期高齢

世帯番号			
宛名番号			
指定番号			
申告区分			
電話番号			
提出年月日	フリガナ	個人番号	
年 月 日	氏名		
生年月日	世帯主の氏名	続柄	業種又は職業

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料		
	合計					
	新生命保険料の計		旧生命保険料の計			
⑮ 生命保険料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計			
	介護医療保険料の計					
	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計			
⑯～⑰	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	<input type="checkbox"/> 未成年		
⑳ 障害者控除	フリガナ氏名	個人番号	障害区分	本人障害の程度		
	フリガナ氏名	個人番号	障害区分			
㉑～㉒	配偶者	フリガナ氏名	個人番号	配偶者の合計所得金額		
㉓ 扶養控除	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
扶養親族		年少扶養	障害者(配偶者含)	扶養控除額の合計 (人)		
特定(内同居)老人		一般	(内同居)特障	普通		

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち、災害関連支出の金額
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	

1 収入金額等	事業	営業等	ア
		分離肉用牛	
		農業	イ
		不動産	ウ
		利子	エ
		配当	オ
		給与	カ (内専給)
	雑	公的年金等	キ
		業務	ク
	総合譲渡	その他	ケ
		短期	コ
		長期	サ
	一時	シ	
2 所得金額	事業	営業等	①
		免税所得	
		農業	②
		不動産	③
		利子	④
		配当	⑤
		給与	⑥
	雑	公的年金等	⑦
		業務	⑧
		その他	⑨
		合計	⑩ (⑦+⑧+⑨)
		総合譲渡・一時	⑪
	合計	⑫	
	繰越損失		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	
	勤労学生 障害者控除	⑲～⑳	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	
	扶養控除	㉓	
基礎控除	㉔		
⑬～㉔までの計	㉕		
雑損控除	㉔		
医療費控除	㉕		
合計	㉖ (㉕+㉔+㉕)		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き (特別徴収)
 自分で納付 (普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					
合計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

○所得の内訳(源泉徴収税額) (8 配当所得に関する事項 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項)を除く

所得の種類	種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	専従者控除額	青色申告特別控除額

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
				国外株式等に係る外国所得税額

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期					イ
	長期					ロ
一時						ハ
ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]						

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
1				
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
2				
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
3				
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし		合計額(人)

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
前年中の開廃業	開始・廃止	
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1			
フリガナ	氏名	個人番号	住所
2			
フリガナ	氏名	個人番号	住所
3			
フリガナ	氏名	個人番号	住所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	
住所地の共同募金会、日赤支部等・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

所得税に関する事項

算出税額		所得税額	
住宅借入金等特別控除		申告納税額	

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所

令和5年度分 県民税・町民税 国民健康保険税 申告書 介護・後期高齢

世帯番号			
宛名番号			
指定番号			
申告区分			
電話番号			
提出年月日	フリガナ	個人番号	
年 月 日	氏名		
生年月日	世帯主の氏名	続柄	業種又は職業

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料		
	合計					
	新生命保険料の計		旧生命保険料の計			
⑮ 生命保険料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計			
	介護医療保険料の計					
	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計			
⑯～⑰	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	<input type="checkbox"/> 未成年		
⑳ 障害者控除	フリガナ氏名	個人番号	障害区分	本人障害の程度		
	フリガナ氏名	個人番号	障害区分			
㉑～㉒	配偶者	フリガナ氏名	個人番号	配偶者の合計所得金額		
㉓ 扶養控除	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	フリガナ氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
扶養親族		年少扶養	障害者(配偶者含)	扶養控除額の合計 (人)		
特定(内同居)老人		一般	(内同居)特障	普通		

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち 災害関連支出の金額
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	

1 収入金額等	事業	営業等	ア
		分離肉用牛	
		農業	イ
		不動産	ウ
		利子	エ
		配当	オ
		給与	カ (内専給)
	雑	公的年金等	キ
		業務	ク
	総合譲渡	その他	ケ
短期		コ	
	長期	サ	
	一時	シ	
2 所得金額	事業	営業等	①
		免税所得	
		農業	②
		不動産	③
		利子	④
		配当	⑤
		給与	⑥
	雑	公的年金等	⑦
		業務	⑧
		その他	⑨
		合計	⑩ (⑦+⑧+⑨)
		総合譲渡・一時	⑪
	合計	⑫	
	繰越損失		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	
	勤労学生 障害者控除	⑲～⑳	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	
	扶養控除	㉓	
基礎控除	㉔		
⑬～㉔までの計	㉕		
雑損控除	㉖		
医療費控除	㉗		
合計	㉘ (㉕+㉖+㉗)		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き (特別徴収)
 自分で納付 (普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					
合計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

○所得の内訳 (源泉徴収税額) (8 配当所得に関する事項 9 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項) を除く

所得の種類	種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	専従者控除額	青色申告特別控除額

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
				国外株式等に係る外国所得税額

9 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期					イ
	長期					ロ
一時						ハ
ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]						

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
1				
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
2				
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
3				
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし		合計額 (人)

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
前年中の開廃業	開始・廃止	
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1			
フリガナ	氏名	個人番号	住所
2			
フリガナ	氏名	個人番号	住所
3			
フリガナ	氏名	個人番号	住所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		
住所地の共同募金会、日赤支部等・都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

所得税に関する事項

算出税額		所得税額	
住宅借入金等特別控除		申告納税額	

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
個人番号					